

## 会議記録

会議名称	令和5年度第5回 杉並区外部評価委員会
日時	令和5年12月26日(火) 午後2時～午後4時
場所	中棟4階 第2委員会室
出席者	委員 山本、奥、岩下、高山、田渕 区側 政策経営部長、経理課長、区政経営改革担当課長、契約総括係長、 企画調整担当係長、契約担当係長、企画調整担当職員、 契約担当職員、営繕課施設保全担当係長、営繕担当係長、 営繕係職員、電気設備係長、電気設備係職員、 教育委員会事務局庶務課経理係長、同教職員係主査、 地域課地域施設係長、地域施設係職員、 スポーツ振興課施設管理係主査、施設管理係職員、 みどり公園課管理係主査
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>資料1 入札・契約制度の改革</li> <li>資料2 年度別入札・契約制度の変遷</li> <li>資料3 落札率の推移</li> <li>資料4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧</li> <li>資料5 業種別・営業種目別競争入札登録事業者数</li> <li>資料6 過去3年間指名停止業者一覧</li> <li>資料7 令和4年度不調案件処理経過</li> <li>資料8 区内事業者の受注機会の確保</li> <li>資料9 令和5年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針</li> <li>資料10 令和4年度入札監視委員会において委員からいただいた課題への対応状況</li> <li>資料11 工事契約 審議案件</li> <li>資料12 委託・賃貸借契約、物品の納入契約 審議案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小学校警戒業務委託4(南西エリア)仕様書</li> <li>・杉並第十小学校温水プール機械設備保守点検業務委託仕様書(定期点検及び常駐管理用)</li> <li>・清掃業務請負特記仕様書</li> <li>・仕様書 永福和泉地域区民センター外7施設電気工作物保守点検業務委託</li> </ul> </li> </ul>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題</li> </ol>

	<p>(1)報告</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革</li></ul> <p>(2)令和4年度入札及び契約に関する外部評価について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工事契約 審議案件</li><li>・委託・賃貸借契約 審議案件</li><li>・物品の購入契約 審議案件</li></ul> <p>3 その他</p> <p>○第6回外部評価委員会</p> <p>4 閉会</p>
--	---

○区政経営改革担当課長 では、定刻になりましたので、まず、事務局から連絡をさせていただきます。

今日は第5回の外部評価委員会で、入札監視委員会になります。委員皆様にご出席いただいておりますので、条例上の定数は達しております。

また、今回につきましても、区ホームページと区内の大学等に周知しておりますが、現時点で、傍聴者はいらっしゃいません。

また、記録用に写真撮影をさせていただきますので、ご了承ください。

事務連絡は以上になりますので、このあとは、○会長に進行をお願いいたします。

○○会長 はい。それでは、ただいまから令和5年度の第5回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思えます。事務局からもご連絡がありましたとおり、今回は入札監視の一環として行う評価委員会でございます。そういう意味では、年1回ではありますが、入札監視のチェックを行うということで、非常に重要なところでございます。

それでは、最初に、これは本来、総務部長案件となるのですが、所用のために、今回は政策経営部長からご挨拶を賜りたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○政策経営部長 政策経営部長の伊藤でございます。本日、年末のお忙しい中を、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は入札監視の委員会になりますので、本来であれば総務部長が挨拶をするところでございますが、私のほうからご挨拶させていただきます。

今年の入札は、実は割と入札不調が多いです。費用面の問題も、当然ながら物価高騰がございますので、資材の調達ができないとか、それから工事費なども人件費の関係で上がるということもあり、入札不調になるケースもあります。ただ、それだけではなくて、やはり人材難というところがありまして、価格的には対応できるけれども人が集められないということで辞退するというケースなどもあり、今年はそういった特徴が見受けられるところではあります。

今回お願いしております審議案件の中にも実は不調案件が1件ございまして、そちらもそれぞれ事情があつてというところではあります。本日のご審議の中でそういったところをご確認いただいたり、ご意見を頂いたりといったことはあろうかと思えます。

価格面に関しては、毎年度、予算の査定の中で、やはり上昇をしっかりと確認はしているのですが、それを遥かに超える上昇率が実はあつたりします。今ちょうど予算の編成作業をしている最中ですが、そこでもやはり物価高騰をどうやって見ていくのかといっ

たところが大きな課題となっております。工事はたいへん多いわけですが、不調が出ますと工事が遅れます。それが翻って区民の方々にも影響が及びますので、できる限り不調がないように、予算をしっかり査定していくことが必要だと思っています。

そういった中で、こうした事象が今現在起きている、今年度起きているというのは、私どもの読みの甘さというのももちろんあるのですけれども、想定を超えるスピードで物価高騰、資材高騰が続いているというのがあります。また、来年度から工事案件に関しましては週休2日制が本格導入されることもあり、これから工期が延びることもあったりします。そうしたところも踏まえた工事の考え方、また予算の組み方といったところなども私どもは考えなければならぬという認識を持っております。

これ以外のことについても、経理課長からまた述べさせていただきたいと思いますけれども、様々な課題を抱えた状態で、今、入札が行われているということは、私どもも認識してございますし、今日、委員の皆様にも共有をしていただければと思っているところでございます。

簡単でございますが、私からのご挨拶といたします。大変申し訳ないですが、今申し上げたとおり、予算の編成作業をしている最中ですので、ここで所用のため退席をさせていただきます。

〇〇会長 どうもありがとうございました。

( 政策経営部長、所用のため退室 )

〇〇会長 それでは、議題に入りたいと思います。最初に報告案件の資料1から10ですが、経理課長から報告をお願いいたします。

〇経理課長 経理課長の福本でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。では、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、まずお手元に配付いたしました資料の確認から行わせていただければと思います。ホチキス留めで分厚くなっています資料がございますけれども、こちら、表紙が本日の次第というような形になっておりますが、こちらを1枚めくっていただきますと、令和5年度入札監視委員会資料ということで、資料の1から10が入札・契約制度の改革ということで、1ページ以降ございます。それから、資料11、ページ数で申し上げまして41ページ、こちらから外部評価のご審議いただく資料という形になっておりまして、資料11につきましては工事審議案件、おめくりいただきまして資料12、ページ数で申し上げますと51ページ、こちらからが委託の審議案件4件並びに物品の審議案件の1件、その一覧となって

おります。関連資料も添付してこちらに留めておりますので、ご確認いただければと思います。

それから委託の審議に当たりまして、委託の4件につきましてはそれぞれの仕様書を添付させていただいているかと思えます。そちらにつきましてもホチキス留めの資料でそれぞれございますので、ご確認いただければと思います。

資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、こちらの契約係からの出席者についてご紹介をさせていただきます。

まず、契約係長の小島でございます。

○契約総括係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○経理課長 続きまして、契約担当係長の浦山でございます。

○契約担当係長（浦山） 浦山と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 同じく契約担当係長の北條でございます。

○契約担当係長（北條） 北條と申します。よろしくお願いいたします。

○経理課長 はい。また、本日の審議案件につきまして、業務の具体的内容に関するご質問があった際の説明員といたしまして、各所管課の担当係長が随時入れ替わりで出席いたしますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思えます。

本日は、当委員会の所掌事項でございます入札その他の契約に係る手続に係る事項といたしまして、前年度であります令和4年度1年間に区が発注した案件の入札及び契約状況についてご審議いただくものでございます。

なお、審議に入る前に、例年のことではございますが、1点お願いがございます。本委員会の会議は公開とされておりますけれども、一方で、入札事務における公正、公平性等を担保するために非公開としている内容がございます。主な非公開情報といたしましては、一部の案件でございますが、入札の予定価格、それから低入札価格調査の失格基準価格、こういったものが非公開情報となっております。本日の審議の中でそうした内容についてお尋ねがあった際には、大変恐縮ではございますが、お答えをお控えさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承いただければと存じます。

続きまして、本日の審議案件でございますが、工事3件、委託4件、物品購入1件、計8件でございます。例年同様、各委員の皆様事前に選定いただいた候補の中から、事前に○会長と調整させていただきましたものを選定したというところでございます。

それでは、審議に入る前に、報告事項といたしまして、資料の1から9の入札・契約制度の改革、こちらのご説明を申し上げます。時間の関係もございますので、資料の概略をご説明いたします。

それでは、ページ番号でいきますと1番、1ページになっております資料1をご覧ください。本区の入札・契約制度の基本的な考え方につきましては、こちらの(1)に記載のとおりでございます。

(2)の近年の取組状況でございますが、こちらは令和5年度の取組状況について記載をしてございます。この1ページから14ページにわたりまして、入札・契約制度改革のこれまでの経過、また、区の契約方式について記載をしております。

続きまして、15ページから18ページ、こちらが入札の結果の一覧でございます。ここ数年の実績と併せて記載しております。それぞれの契約種別に分けて落札率なども掲載をしておりますけれども、傾向として大きな変化は見られていないというところでございます。

続きまして、19ページから21ページ、こちらは資料2となりますけれども、こちらは平成13年度以降の契約制度の変遷の経過となっております。次に、22ページからの資料3につきましては、平成22年度以降の落札率の推移のグラフ。それから26ページ、こちらは資料4でございますが、入札に参加した事業者数の平均。27ページ以降の資料5につきましては、業種別の登録事業者数となっておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

続きまして31ページ、資料6でございますが、こちらは過去3年間に区が行った指名停止措置の状況でございます。こちらの表にあります、下のほうには令和4年度というのがございますが、この令和4年度につきましては医薬品の入札に係る談合による1者の事案、それから広島市発注でございますが、コンピューター機器購入の入札に係る談合による3者の事案、それから愛知県または岐阜県の病院事務の入札に係る談合による2者の事案、それから東京オリンピック・パラリンピックの入札談合による各2者の2事案と、計5事案の指名停止を行ったところでございます。

おめくりいただきまして、32ページの資料7でございますが、令和4年度の不調案件処理経過となっております。先ほど政策経営部長のほうからの挨拶にもございましたとおり、全体を通しまして不調がこの令和4年度辺りから比較的多く発生しております。工事では23件、委託では11件、物品では4件ということになっております。

不調後の対応といたしましては、一般競争入札では最新単価を適用した再積算、案件の分割、仕様の見直し、こういったものを行った上で、再度入札、公告を実施しております。指名競争入札では指名業者の見直し、仕様の見直しなどを行い、再度指名競争入札を実施し、安易には随意契約とせずに、可能な限り競争入札に付すよう運用を心がけているところでございます。

なお、工事の不調といたしましては、先ほどもお話がありましたとおり、資材の高騰、それから人手不足、こういった理由により発生をしているというところで、令和3年度の15件から23件という形で、不調が多く発生をしているところです。また、委託案件につきましても、3年度は7件でしたが4年度は11件、物品案件も3年度は2件でしたが4年度は4件という形で、それぞれ不調が増加しています。

続きまして35ページ、資料8でございます。こちらは区内事業者の受注機会の確保でございます。令和2年度に行った入札・契約制度再構築におきましては、区内事業者限定の枠を拡大いたしまして、令和3年度から運用を開始したところです。資料には令和4年度までの区内の受注率の推移を記載しております。

次に36ページ、資料9でございますが、こちらは障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進についてでございます。38ページに参考といたしまして調達額の推移を記載しております。令和4年度は前年度の調達実績を上回る実績となっております。

では、報告の最後に、39ページの資料10をご覧ください。こちらは、昨年度、令和4年度のこちらの入札監視委員会におきまして委員の皆様から頂いた課題への対応状況ということで、報告をさせていただきたいと思っております。計五つほどございますが、順にご説明をさせていただきます。

まず一つ目でございます。事業者別の過去3年間の受注金額が比較できるようにしてほしいというご要望を頂きました。これにつきましては、今年度から案件選定時の参考資料といたしまして、工事の事業者別の受注金額の一覧というものを作成させていただきました。事前に委員の皆様には送付させていただいたというところでございます。

続きまして二つ目、総合評価方式につきまして、技術点の差があっても、結果的に価格だけの競争と同じ結果になっていて、総合評価方式のメリットが生かされていないのではないかというご意見を頂きました。

こちらでございますが、その右の対応のところの表をご覧ください。過去2年間、令和3年度と4年度における落札状況でございます。こちらを見ていただきます

と、例えば令和3年度につきましては、総合評価の実施件数は15件でございましたが、そのうち価格点の1位の者が落札したのが15件ということで、100%。それから令和4年度も見ましても、トータル25件のうち24件が価格点1位が落札ということで、過去2年間で技術点で逆転した案件は確かに1件のみと、そういった状況でございます。

ただ、一方で、その右側でございます「技術点1位又は2位が落札」という欄を見ていただきますと、3年度におきましては12件、4年度に関しましては20件ということで、全体の8割程度の案件につきましては技術点上位の業者が落札しているところも確認できているということで、もちろん価格点が優位なところが取っていますが、それと並行して、技術点の1位もしくは2位と比較的技術点の高い事業者が落札をしているというところでございます。

また、技術点の配点、こちらを仮に重視した場合、重視し過ぎてしまいますと、技術点が低い事業者がさらに価格を下げて入札をするということも、考えられるのではないかとということで、工事の品質の確保に影響が出るおそれがあるのでないかと考えてございます。

総合評価方式の導入のメリットといたしましては、価格と品質が総合的に優れた、つまりバランスの取れた調達ができるという点ですとか、あるいはダンピングを防止して不良・不適格業者の排除、そういったことがございますので、今後も落札の状況、こういった数値についてはしっかり注視をしながら、必要に応じて、それがアンバランスだという部分に関しましては、これは配点の見直しというのも考えていきたいと考えているところでございます。

なお、技術点、その中で雇用対策点というのがございまして、この雇用対策に係る評価項目について、現在、男女共同参画の視点ですとか、あるいは働き方改革、こういったものを積極的に推進する企業を今評価していこうということで、新たな加点項目を加えまして、配点についても増となるような検討を今させていただいているところでございますので、こちらについても付言をさせていただきました。

おめくりいただきまして40ページ、次、3番目でございます。入札辞退を把握した場合について、追加指名等の対策が必要ではないかというご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、入札期間途中で追加指名等を行うということになりますと、開札までは辞退理由が把握できないということが一つ、それから追加での指名となりますと、ほかの事業者との見積り期間に差異が生じてしまいまして、この点でちょっと不公平な競争になってしまうという観点から、なかなか追加指名というのは難しいのではないかと考えている



ところでございます。

ただ、辞退理由について把握するということにつきましては、これは入札参加資格の条件ですとか発注時期、適切な設計価格の積算等、今後の入札の参考にもなることから、本年、毎年事業者に対して意見交換会を行っていますが、本年の意見交換会におきまして、辞退に際して具体的な理由を事業者になるべく記載してもらうようにということで、協力依頼を行ったところでございます。

続きまして4番目、一部の委託契約について、複数の下見積りを徴取しているものの、その中で金額が高いものを設計価格に採用しているものがあるということで、改善を求めるとご意見を頂いたところでございます。こちらは、昨年度の電気保守契約に関する委託について、ご指摘を頂いたと記憶しているところでございますが、本年の年度当初の契約の際に、下見積りの最低価格を採用していない案件について調査を行いました。その結果、明確な根拠がなく最低価格を採用していない案件が4案件程度ございましたので、こちらにつきましては主に来年度以降見直しを行うこととさせていただきます。

また、見積り価格の平均値を採用しているという案件が一つございまして、こちらにつきましては、この案件が契約金額として複数の単価を設定しているということで、複数者から見積りを徴取し比較を行うと、単価ごとに算定価格の業者が変わってしまうということで、平均値を採用することはやむを得ないと判断した事例もございました。

こちらについてもう少し詳しくご説明させていただくために、下のこの表のイメージと、この後ご審議いただきます57ページの入札見積経過調書の中の南5ブロック（梅里・和田地域）公園等清掃業務請負（単価契約）、まさにこの契約がこれに当てはまるということで、これも見比べていただきながら、もう少し説明をさせていただけたらと思います。

57ページの入札見積経過調書をご覧いただきますと、9者が入札をしまして、オリエントサービスという事業者が落札しましたが、こちらの金額、入札価格につきましては、下の備考欄のところに、「本件は単価×予定数量の合計額により見積競争を行いました」と記載がございまして。こちらは単価契約の請負でございましてけれども、実際は各事業者が、「単価×予定数量」、その合計額を出していただいて、これで競争しているというのですが、ここの単価というのが、一つの単価ではなくて複数の単価を採用しています。

そこで、お戻りいただきまして、40ページのこのイメージの表を見ていただきたいのですが、まさにこの清掃業務におきまして、幾つかの工種がありまして、それぞれ単価があるというところで、例えばシンプルに考えますと、それぞれの単価の一番低い金額を採用

していくやり方があるかと思うのですが、例えばA社を見ていただきますと、工種①につきましては1万円ということで、B社、C社に比べても低いということで、これを使えるということはあるのですが、一方で工種②ですとか工種③となりますと、他社のほうが低い価格になっているということで、業者によって単価の設定がまちまちになっていることとなりますので、もし仮に一番低い単価を採用するというふうな、それぞれの工種ごとに一番低い単価を採用するととなりますと、これは入札の不調になる可能性が高くなることでもございまして、そういった意味では、これは単価契約でございますので、あくまでも単価の部分で考えますと、やはりこれは最低の価格というよりかは、見積り価格の平均値を採用せざるを得ないのかなというような案件もございましたので、一部そういったものもございまして、ただ、先ほど申し上げましたとおり、明確な根拠がないものにつきましては最低価格を採用するという形に、運用を見直させていただいたというところでございます。

最後、5番目、公園等清掃業務——まさに今ご紹介した案件と同じものでございますけれども、こちらについては落札事業者が固定化をされていると。解消が必要ではないかといったご意見を頂きました。こちらは、昨年度課題となった審議案件につきましては、当該業務を実施するために、一般廃棄物（道路や公園のごみ）の収集、それから運搬の許可を有することがこれは必須ということで、入札参加資格のある区内事業者で、かつ許可を有している事業者というのが非常に限られているということから、落札事業者がどうしても固定化される傾向になったと思われまして、したがって、今後、指名業者の選定に当たりましては、これまでと同様に新たな許可業者等がないか、これはその都度確認をさせていただいた上で、少しでも競争性が確保できるように努めてまいり所存でございます。

長くなりました。報告については以上でございます。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。

これは報告事項ですが、確認したい点、あるいはご質問等があるかと思っておりますので、ある方はどうぞ、ご遠慮なく。

どうぞ。

〇〇委員 資料10の1番目の課題のところ、今回、過去3年の表を作っていたのですが、工事事業者のものに限ってなんですよね。それ以外のところもあるので、来年そちらのほうも比較していただくと助かるなと思うのですが。

〇契約総括係長 それは、委託物品を含めてということですか。

〇〇委員 はい。

〇契約総括係長 委託物品になりますと、業者数がかなり複数になってくるので、ちょっと、なかなか厳しいところがありますが、考えてみたいと思います。

〇〇委員 今回選んだところの中でも、何ですか、辞退が多いとか、そういうのもありますので、同じ業者が毎年なっていないかとか、そういうのを見られたらなと思っているのですが。まあ、できる限りで結構なので、よろしく。

〇契約総括係長 はい。できる限りになるかもしれませんが、ちょっと工夫してみたいと思います。ありがとうございます。

〇〇会長 はい。ほかはございますか。

どうぞ、〇先生。

〇〇委員 今回、不調案件が非常に多かったということなのですが、その辞退理由はどういうふう把握されたのかという、その把握の方法を改めて確認させていただきたいのと、併せてこの資料10の3のところ、今年、事業者意見交換会なるものを実施したとあるのですが、これについてももう少し詳しく教えていただければと思います。

〇契約総括係長 はい。辞退理由の把握につきましては、入札の札を入れるときに、辞退をされる事業者さんが理由を入れられるようにはなっていますので、開札のときにその理由も確認ができることになっています。そこで確認をさせていただいています。ただ、今までもなかなか具体的な理由は書いていただけないというところはあるので、全てが確認を取れているわけではないということです。

あと意見交換会につきましては、これはもう毎年、結構もう10年近くやっていると思うのですが、契約制度の改正などがありますので、そういうことも事業者さんに周知する意味で毎年開催をしていて、今回その中で辞退理由の記載についても協力を依頼したといったところになります。

〇〇委員 なるほど。ありがとうございます。では、この意見交換会は特に業種は関係なく、皆さん、どなたでも来てくださという感じで開いていらっしゃるということですか。

〇契約総括係長 はい。その意見交換会につきましては、まず委託に関しては建物清掃ですね。また、工事に関しては、建築、電気、設備。設備は→で、給排水とか空調になります。他には造園、道路舗装などの土木や、委託として、設計や測量となります。これらの業種について意見交換会をさせていただいているところになります。

〇〇会長 よろしいですか。

〇〇委員 はい、分かりました。できればその業種と、あと何社ぐらいそこに参加したのかとか、そういった情報も来年度以降でもいいと思う、今年度はもうこれでよろしいかと思いますが、報告事項の中に入れていただくといいかなと思いました。

〇〇会長 多分、参加するかどうかは任意ですよ。

〇契約総括係長 そのとおりです。ホームページ等でやりますということは出させていたでいるのですが、なかなか、お忙しいのか、出席者が多いということではないかもしれません。

〇〇委員 そうですね。

〇経理課長 業種によって、差が多少あります。

〇〇委員 そうでしょうね。

〇経理課長 少ないところは結構少なかったりはしますけれども。

〇〇委員 ええ。はい。そういう傾向を把握した上で、十分に区が周知したい情報が事業者の方たちに届いているのかということ、どうもそうではないというようなことが考えられるのであれば、ほかの周知方法等も、単にホームページに出すだけではなく、またこの説明会にも来ていただけないのであれば、じゃあどうしたらいいのかというようなことも考えなくてはならないと思ひまして。

〇〇会長 はい。ほか、ございますか。

どうぞ、どうぞ。

〇〇委員 はい。ご説明ありがとうございました。資料10の2ですけれども、技術点と価格点に関して、さらに価格を下げて入札されてしまう懸念があるということなんですが、そのための対応として最低制限価格の見直しをされていらっしゃるし、必要に応じて配点の見直しを考えていかれるということなので、その配点の見直しの際に、配点によって技術点が生かされるような見直しをしていただければと思います。

〇〇会長 それは確かに〇委員がおっしゃるように、5ページに書いているように、上げているんですよ。制限価格、低入札価格の設定金額を従来より上げているので、まさしくおっしゃるとおりですよ。だから、そこら辺はなぜそうしたのかなというのは実は聞きたかったところですけど、あんまり時間もない。まあまあ、そういうことですね。

〇委員、何か一言、どうぞ。

〇〇委員 はい。同じく2番ですけれど、こちらのほうで、技術点1位又は2位が20件ということですが、残りの5件については何位ぐらいであるのかということについて、情

報を頂けますでしょうか。

○契約総括係長 すみません。ちょっと今手元に資料がないんですけども、3位ないし4位というところに入っていた記憶はあります。

○○会長 はい。それはまた後ほど個別にご連絡いただければと思います。

それでは、取りあえず報告事項については、これをもって報告を了としたということにしたいと思います。

それでは、本題に入ります。令和4年度入札及び契約に関する外部評価でございますが、これは一応、工事、委託・賃貸借、物品と、三つに大きく、グループごとに分けて審議をやりたいと思います。ですから、最初に工事案件は3件あるんですけども、これの概要をまず一括して経理課長さんのほうからご説明をお願いいたします。その後、審議ということ。

○経理課長 それでは、お手元の資料の41ページ、資料11、こちらをご覧ください。今回の工事審議案件につきましては、一般競争入札が2件、指名競争入札が1件ということになっております。それでは、順にご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、42ページをご覧ください。こちらは本庁舎地下駐車場入口の改修工事でございます。こちらは、本庁舎の地下駐車場の入り口の門ですとか、あるいは巡視さんのボックスというのが当時ございまして、実際あまりそこら辺は必要性がさほどないというところで、これを撤去させていただきまして、その分、道路を拡幅するという工事ございました。

こちらの入札見積経過調書をご覧くださいと、入札につきましては3者が参加をいたしまして、そのうちの2者が辞退となりまして、残り1者が税抜き価格2,384万3,300円、こちらで落札をしたということで、落札率は100%となっているところでございます。

43ページ、44ページにつきましては公告の内容となっておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、45ページになります。こちらは（仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設建設建築工事でございます。こちらにつきましては、杉並区立施設の再編整備計画というのがございまして、こちらに基づきまして、旧杉並第八小学校の跡地というのを活用して、高円寺図書館、それからコミュニティふらっとという集会・コミュニティ施設、それから高円寺東保育園、これは区立保育園でございますが、あと防災倉庫、こちらを併設した複合施設の整備を図るというものでございます。こちらにつきましては4者の入札がご

ざいまして、そのうち1者は辞退でございましたが、そのうち1者で、この目時・興信・大島建設共同企業体、JV発注になっておりますけども、こちらが21億円という形で、落札率が98.6%ということで落札をしたというものでございます。

おめくりを頂きまして、最後、3番目、50ページ、おめくりください。50ページの東田小学校変圧器等改修工事でございます。こちらは指名競争入札となっておりますが、東田小学校の変圧器、ブレーカ等の受変電設備を改修する工事ということになっております。こちらは区内業者8者を指名いたしまして、一度目の入札で5者が辞退と、1者が無効と、残り1者が不参加となりまして、残りしましたこの東九電気工事株式会社が税抜き282万3,000円で落札したという案件でございまして、落札率は100%となっているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。

〇〇会長 はい。ありがとうございました。

それでは、個別に、最初の案件、本庁舎地下駐車場入口改修工事、これから審議したいと思えます。どなたからでもご質問をお願いしたいと思えますが。ないですか。

まず、確認事項として落札制限等があるのですが、これは、落札業者はこの5番の落札制限には引っかけっていないということですね。辞退の会社が、辞退の2者はこれに該当したというわけではないのですね。

〇〇委員 2番目ですよ。

〇〇会長 ええ。2番目、3番目。

〇〇委員 で、入札資格が無しになっていませんか。

〇〇会長 落札制限。43ページ。どうなっていますか。

〇契約担当係長（北條） 2番目の辞退の蒼技建工業ですけれども、こちらのほうが落札制限を設けております西田小学校のほうと……

〇〇会長 ですね。

〇契約担当係長（北條） はい。こちらを落札しております。

〇〇会長 3番目の、先ほど〇委員もご質問があった、3番目の辞退の理由というのは何ですか。

〇契約担当係長（北條） こちらについては、辞退の理由については何も記載はございませんでした。

〇〇会長 そちら辺が気になります。

それと、もう一つ、形式的なことだけ、まず私のほうで確認しますが、本工事と兼任できるのは云々とありますね、44ページに。これには該当しないということはどうやって確認されているのでしょうか。これ、結構難しいですね。杉並区以外の工事で兼任しているものはどうやって、まあ、できないことはないと思うのですけれども、でも民間工事等も含めるとなかなか、公共工事だと、若干、何かどこかで引っかかるかもしれないのですが、実際難しいのではないですか。どうやって確認されているのですか。

どうぞ。

○契約担当係長（北條） 杉並区の発注工事についてはこちらのほうで確認はできます。

○○会長 どうやってそれをチェックされているのかということを知っているわけです。

○契約担当係長（北條） 契約の台帳のような形で管理はしております。

○○会長 杉並区のほうは分かったとしても。

○契約担当係長（北條） 杉並区以外ですよ。

○○会長 そうです。どうやってチェックされているのですか。

○契約担当係長（北條） こちらのほうは、杉並区のほうでは全てを確認できるわけではないので、業者さんからのお申し出を信じるということになります。

○○会長 それはもうちょっと考えないといけないのではないですか。結構これ、厳しい条件ですよ。だから、これは、逆に言うと、どうやって、現場代理人の云々と書いていますけれども、その他事項というのは、民間工事等も含めると結構難しいのではないかと。建築会社であれば民間工事でもやることは十二分にあるので、そこら辺は今後対策をどうやってやるのかという気はしました。まあ、これは形式的な要件です。もうちょっと本質的な問題があると思いますので、ほかの委員の方、どうぞ。

○先生、何か。

○○委員 これは応募された会社がこの3者しかなかったということですね。

○契約担当係長（北條） 3者でございます。

○○委員 3年比較のこの事業の受注とか建設工事とかを見ますと、その3者も入っています、件数とか金額と、若干差異がありますけど、だから同じような会社が載っているの。まあ、建設業界は談合ってあるので、そういうような疑いもなきにしもあらずだと思うのですけれども、それをチェックするというのはなかなか難しいと思うのですが、対策というのですか、その辺どう、やれるような工夫というのはあるのですか。

○契約総括係長 対策ではありませんけれども、区では談合情報に対する対応についての要

綱を定めて、情報があれば対応していくという形での取扱いとしています。

〇〇会長 これ、予定価格、これは事前公表ですか。

〇契約担当係長（北條） 事前公表です。

〇〇会長 ですね。だから、それでそこを狙って、ほかが辞退すれば自動的に取れるということですよね。だからこそ逆に、〇委員がおっしゃるように、要するにもう一つ、片方はもう落札しているのだから、1者だけ、おまえはもう辞めておけば、これは一番もう有利な価格で落札できるということは、もう、1人説得すればいいということですよね。だから、これはかなり、やろうと思えばできることなので、そこら辺は微妙な問題ですよ。どうやってチェックするかということも含めて、何かいい知恵はありますか、〇先生。

〇契約総括係長 昨年度もお話をさせていただいていますが、入札に参加している業者というのは、こちらのほうでは当然のごとくお知らせはしていないというところが前提になります。ですので、特に談合情報等、具体的な情報がなければ、ないというふうに、私どもの方は判断させていただいているといったところです。

〇〇会長 そうですね、それはそうだ。

〇〇委員 ちょっと別な視点でよろしいですか。

〇〇会長 どうぞ。

〇〇委員 この落札制限ですけれど、ここの2番目のところの業者さんよりも、1番目の業者さんって、5月、1か月以内に9,700万円ぐらいの応札をされていたり、3番目は同じその5月19日ですけれども、1億円越え、1億3,000万円ぐらいの応札をされているんですね。で、同日である意味がどこにあるのかなと。なぜ同日の中で、全体的にはそんなに多くないところが入札資格なしになる状況になるのかなというふうに思ったんですけれども。ここで落札制限をかけた理由は何になるんでしょう。

〇契約担当係長（北條） 同じような金額の範囲がございますので、そちらは入札のスケジュールが同じになりまして、業種が同じ場合には数多くの、今回は2件ですけれども、多くの方にとっていただきたいということで、落札制限を設けてございます。

〇〇委員 合計でいくと、施工能力の観点から見ると、1番と3番のほうは、ほかの案件でかなり取られているので、その辺のところをいくと、この落札制限のその意味がちゃんと有効に働いているのかなというふうに思ったんですね。

〇〇会長 金額面でね。



〇〇委員 金額面で。かなりな額を1番と3番の業者さんが取られているので。

〇契約総括係長 そうですね。受注金額を私どもで調整するとなると、それはそれで区として問題があると思っています。今回の落札制限に関しては、先ほど北條のほうからも説明をいたしました。いろいろな業者さんにとっても取ってもらわないといけないというところで、同時期に同じ業者で案件が出る場合は落札制限をかけさせていただいています。ただ、そのほか、手持ち工事とかその辺の制限はかけていないので、別の案件を当然落とすことは、そこはもう競争だということ判断はしています。

〇〇会長 これで、もう一つ等級は1、2、3、これはCとかDぐらいなんですか、格付が。

〇契約総括係長 そうですね。B、C、Dの格付の者が参加できる。

〇〇会長 いや、実際は。

〇契約総括係長 実際の格付ですね。

〇〇会長 1、2、3の。

〇契約総括係長 すみません。確認させてもらってよろしいですか。

〇〇会長 だから逆に言うと、多分1はBではないのではないかと思います。CかDでないと。こちら辺もあんまり今まで議論してこなかったのですが、結構、一般的な入札監視ではよく議論になるところなんですね。等級の設定というのは要するに、どれくらいの範囲までを入札参加として認めるかと。質の問題と競争状況の問題という。

ほか、ご意見はないですか。

〇契約担当係長（北條） すみません。先ほどの1番の日盛工事、こちらがC級になります。

〇契約担当係長（北條） はい。2番の蒼技建工業がDになります。

〇契約担当係長（北條） 3番の渡辺一建設がCでございます。

〇〇会長 西田小学校というのは幾らだったんですか、落札価格は。ここが結構大きな金額なの。ということですね、先ほどの話だと。そうすると、Dで取っているのか。これは、西田小学校1階普通教室増設工事というのは、やっぱり2,000万円か3,000万円ぐらいの金額なんですかね。

〇契約総括係長 はい。こちら、西田小の普通教室の契約金額ですけども、2,442万円になります。

〇〇会長 ちょうどですか。

〇契約総括係長 税込の金額になります。

〇〇会長 なるほどね。微妙なところですね。大体分かりました。

ほかの先生方はどうでしょうか。入札監視の一環として。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 すみません。よろしいですか。

この公告の文章についてですけれども、先ほど〇会長が指摘された44ページのその他のなお書きの文章、何か非常に分かりにくいというか整理できていないと思ひまして、「なお、本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの」というのは、これ、「もの」は「者」ですか。「該当する者で本件を含め3件までとする」なんのでしょうか。それとも、「もの」は工事を意味するのか、者を意味するのかで。

〇契約担当係長（北條） 工事という意味でございます。

〇〇委員 工事の意味ですか。

〇契約担当係長（北條） はい。

〇〇委員 そうであるとすると、(1)と(2)は工事についてですが、(3)と(4)は者についての要件なんですよ。ですので、ものと者が混在しているので、ここをちゃんと整理しないと非常に分かりにくい。

〇〇会長 そうですね。

〇〇委員 うん。おかしな公告文書になってしまっているの、ここをちゃんと修正していただかないと、このままだと恥ずかしい状況かなと思います。

〇契約担当係長（北條） はい。直していきたいと思ひます。

〇〇会長 これで大体担保するのは難しいですね。

〇〇委員 そうですね。この内容でいいかどうかということがそもそもあるのですが、これに行くにしても、ちゃんと文章が。

〇〇会長 様式がね、確かに。法律の専門家がおっしゃっているのだから間違いはないですから。そこら辺はぜひ、今年度から、途中からでも、分かりやすい、間違いがない条項に直してください。

ほか、よろしいですか。

（ 了承 ）

〇〇会長 はい。この本件は終わりにして、次に、これは今まで議論した中でもかなり高額な金額の（仮称）杉並区立高円寺図書館等複合施設建設建築工事。これはジョイントベンチャーですけども、これにつきまして、いかがでしょうか。どなたからでも。

これはとりわけ我々にとっては若干関係があるんですけど、公契約条例の特定公契約に該当いたすということ。それにもかかわらず、結構、1回で落札したというのは、いいと言えればいいんですけど。どなたからでも。

これは、まず確認として、ジョイントベンチャーの3者というのは、順番にこれは、区内業者がどこで等級が何とかというぐらい、先に説明していただけますか。3者の目時・興信・大島。目時というのが多分……

○契約担当係長（北條） はい。全て区内業者ではございますが、等級につきましてはちょっと確認をさせていただければと思います。

○○会長 ああ、そうですか。全部区内業者なんですか。

○契約担当係長（北條） はい。

○○会長 でも、3者とも区内でなくてはならないということではなかったですよ。

○契約担当係長（北條） それはございません。

○○会長 うん。だから、これはある意味じゃ、区内は本来1者でいいわけなので、逆に言うと、いいと言えればいいんですけど。まあ、はい。全部、4ジョイントベンチャーとも、これは全部区内業者のあれですか。

○契約担当係長（北條） はい。ただ、区内業者として、準区内業者は区内業者として含めてございますので、そちらのほうは含まれております。

○○会長 それで、3番だけは共同企業体と書いていないのは何ですかね。渡辺・友伸・日盛。

○契約担当係長（北條） これは恐らく事業者の入力がこのような形で入ってきてしまっているものと。

○○会長 共同企業体ではないということなんですか。名前がそうなっているだけだけど、実質はジョイントベンチャーということですか。

○契約担当係長（北條） はい。

○○会長 そうですか。

それで、予定価格は、どうやってお立てになったのですか。国土交通省のやつでやったとおっしゃるのでしょうけど。ただ、これは公契約条例に基づくのだから、若干、積算方式が違うのですかね。どうなのですか。

○営繕担当係長 営繕課の中神と申します。

積算につきましては、東京都財務局の工事積算基準に沿って積算をしておりますので、

特段、公契約だからということで変えたりということはありません。

〇〇会長 そうすると、これが特定公契約に該当するというのは、金額面で該当するという事だけなのですか。何ゆえにこれが付加されているのでしょうか。

〇経理課長 予定価格が5,000万以上のものについては公契約条例の適用対象ということで判断しております。

〇〇会長 それで、結構今までの、先ほど冒頭の政策経営部長さんのお話からいっても、これぐらいの大きな金額で、何ですか、不調に終わらずに一発で、しかも予定価格以内に収まったというのは、ある意味で非常に驚きなのですけど。これは都の積算基準に従うと、大体推計できる金額になるのですかね。この辺は何とも分からないのですけど。

〇契約総括係長 こちらの案件については、先ほど申し上げた積算基準プラス一部見積りもあるところではあるのですけれども、ただ、この落札額が近いというのは、やはり積算基準によるものが大きいと思います。

〇〇会長 見積りというのはどの部分が見積りなのですか。

〇営繕担当係長 見積りにつきましては、一部鉄骨を使っておりますので、その鉄骨の部材、あと建具、ガラス、家具等になります。

〇〇会長 そこは基準がないのですかね。それで、その見積りというのはまた、例年我々は尋ねているのですけど、どこから徴されたんですか。

〇営繕担当係長 今回、設計委託をしているのですけども、例えば鉄骨で言うと日本製鉄とか三進、中企画とか、3者それぞれ取っております。

〇〇会長 それで、その見積り、家具とかも取られて、それをどういうふうに予定価格に反映されているのですか。

〇営繕担当係長 見積りにつきましては、3社取っていれば、3社の平均値を積算の単価として入れております。

〇〇会長 それは区の内規で決まっているのですか。見積り3社というのはよく聞く話ですけど、平均値というのは、聞いたような聞いていないような、ちょっと自分としては自信がないんですけど、通常は見積りを3社取って一番安いところというところも結構あるんですけども、平均値を取るというのは、区の内規なり、契約か何かの内規で決まっているのでしょうか。

〇営繕担当係長 特には区の内規では決めていないのですけども、東京都の財務局の積算基準の中で、原則として平均値を取っております。

〇〇会長 その平均を取る場合には3社以上となっているわけ。

〇営繕担当係長 はい。原則3社以上となっています。

〇〇会長 東京都が問題なのかな。そうですか。というのは、ほかの多分委託とか何かの案件のとき今までに聞いたときだと、2社とかいうのも結構杉並の場合にはありましたよね。分かりました。はい、承知しました。

それで、見積りによる予定価格の割合というのはどれぐらいですか、全体の、例えばこれだと予定価格が23億のうちで、1割とか2割ぐらいですか。

〇営繕担当係長 すみません。ちょっと今、資料がないので。

〇〇会長 大体。感覚的には。

〇営繕担当係長 感覚的。ちょっと規模が大きいもので。

〇〇会長 財務局の積算プラス見積りに基づいた価格設定というのは、二つ、合算ですよ、おっしゃったように。

〇営繕担当係長 そうです。

〇経理課長 ちょっと補足といいますか、直接のお答えにはならないのですが、冒頭でも政経部長のほうから物価高騰の影響という話があったと思いますが、まさにこの令和4年度から影響が出ていまして、建築に関しては、鉄とかその辺り、一部の鋼材が価格高騰を、してきたというところもありまして、この当時、鉄とかそういった価格についてはなるべく直近の金額というのを反映できるようにということで、本来、原則は東京都の積算の単価というところがあるのですけれども、一部そういったことをやっていたと。ただ、令和5年度に入りましてからは、一部だけではなくて、輸送費ですとかそういう燃料費だとか、いろんな複合的な要素で上がってきてしまっておりまして、それもあって、実は建築工事、今年度の学校の建築工事なんかは不調になったりしているところではありますので、この当時はどちらかというとな部のそういった資材価格の高騰というところが特にあったというところで、そこら辺を、意を用いてこの積算をした結果、何とかこれ、1回目で落札ができたというふうに認識しているところでございます。

〇〇会長 いずれにしても、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 お伺いしたいのですが、47ページの7番の①のイですけれども、「告示日以前7年間の官公庁における1件当たりの契約実績が、建築工事で『5億円以上』あること」という、これ、杉並区内の業者の場合の要件に入っていますけれども、大体これって何社ぐ

らいあるんでしょうか。

○契約担当係長（北條） 今、確認いたします。お待ちください。

それから、先ほどの格付ですけれども、先に申し上げさせていただいて、よろしいでしょうか。

○○会長 はい。

○契約担当係長（北條） はい。全部区内扱いになりますので、それぞれ、一番最初に来ている代表者になるところの1位は全部A級でございます。上から、メンバー1の興信、こちらがAです。大島がCです。2番目の国際がA、松木がC。3番、友伸がC、日盛がC。4番、大一がB、建和がBでございます。

では、すみません、先ほどの5億円以上の件はちょっと確認いたします。

○○会長 だから、目時、興建、渡辺、江州が5億円以上を目指しているということですね。

○○委員 よろしいですか。

○○会長 どうぞ。

○○委員 これ、4番の辞退理由は確認できているのですか。

○契約担当係長（北條） 4番の辞退理由は、記載がございませんでしたので、分かっておりません。

○○会長 入札監視委員会によっては、僕は関与していますが、辞退を聞いているところは結構ありますよね。

○○委員 そうですね。

○○会長 確かに電子入札のほうは辞退だけでいいわけですよ。それは有効ですよ、とね。しかし、こういう場合は尋ねてみる価値はあるのではないですか。

○契約総括係長 そうですね。今まで直接辞退理由についてこちらから確認したことはないですけども、ただ、先ほどの説明でもあったとおり、今後、積算のこととか入札の時期とか、そういうことを含めて考えないといけないという場合もありますので、その辺は必要に応じて把握をしていきたいと思っています。

○○会長 だから、多分ダウンロードして、図面は入手しているわけですよ。

○○委員 そうですね。

○○会長 入札に参加できないということは、辞退という札も入れられないということでしょう。

○契約総括係長　そうです。

○○会長　不参加というのと、辞退と違いますから。

○契約総括係長　そうです。

○○会長　ということは、何らかの意思はあったわけですから……

○○委員　ありますよね。

○○会長　やっぱり、確認されたほうがいいんじゃないですかね。

ほか。

○契約担当係長（北條）　すみません。先ほどの5億円以上の実績の話ですが。

今回のこの区内業者で出資比率1位になる条件としまして、A級で特定建設業を持っていて5億円以上、こちらの対象となるというか該当になりますのが、その当時で10社という形でございます。

○○会長　これ、どうやって確認されているのですか。5億円以上の確認は。

○契約担当係長（北條）　スカイリンクです。

○○会長　それで分かるのですか。

○契約担当係長（浦山）　こちらでまず把握している格付と、それから電子調達サービス等で記録の確認できる契約実績から把握してございます。

○○会長　なるほど。それは、ここで言っている官公庁というのはどこら辺まで入るのですか。いわゆる通常の、独法とかそういうところも入るのですか。

○契約担当係長（浦山）　おっしゃるとおりでございます。

○○会長　公社も入るの。例えば東京都○○公社とか。

○契約担当係長（浦山）　公社まではちょっと取扱いには含まれていないかとは思いますが。

○○会長　入っていないですね。なるほど。分かりました。

○契約担当係長（浦山）　はい。

○○会長　実は、この場合は全部満たしているということですね。目時、興建、渡辺、江州は5億円以上だということですね。

○○委員　すみません。ちょっと確認させていただいて。

さっき、渡辺はCとおっしゃいませませんでしたか。

○○会長　渡辺はA。

○○委員　Aですね。

○○委員　いや、前の、違う渡辺。

○契約総括係長 はい。渡辺が、渡辺建設と……

○○委員 違う渡辺さん。

○契約総括係長 そうですね。渡辺一建設と渡辺建設と、別の会社になります。

○○委員 分かりました。

○○会長 でも、2位以下の構成一覧——あ、そうか、これは区内業者だからいいのか。

○○委員 それはCで。Cでも大丈夫。

○○会長 Cでもいいんだな。

はい。ほか、どうでしょうか。これは非常に大きな金額だったので。

ちなみに出資比率はどうなっているのですか。落札、ないしこの目時・興信・大島の出資比率は。1、2、3。

○契約担当係長（北條） はい。目時が60%、興信が25%、大島が15%でございます。

○○会長 なるほど。はい。ということのようです。よろしいですか。15%が下限値ということね。

○契約総括係長 そうです。

○○会長 ということですね。はい。よろしいですか。また戻ることもあり得ますけれども、ご質問、よろしいですか。

では、次の、工事の最後の案件ですか、東田小学校変圧器等改修工事、これにつきまして、いかがでしょうか。これは、辞退と無効と不参加というのがありますが。どうぞ、どなたからでも。

無効というのは、まず確認したいところですね。無効とはどういうあれで無効なのか。

○契約担当係長（北條） 予定価格を超過している入札額で応札していたものが無効となります。

○経理課長 これは事前公表となっていますので、事前公表にもかかわらず予定価格を超過した。

○○会長 そんなことってあるのですか。それが分からないのですけど。

ちなみに幾らだったのですか。あ、それはマル秘か。いずれにしろ、超えていたということですね。でも、そういうことをやりますかね、事前公表があるのに。これは過去、落札、契約はされたことがありますよね。

○契約総括係長 そうですね。第一電工については過去の契約実績もあります。もう推測



でしかないのですが、予定額の事前公表をしている案件で、かつ価格より上回った金額で応札するという事は、恐らく事業者としてはこの金額ではできないと、私どもで積算するともっと高いですということをお願いしたいのだろうと推測ができます。

〇〇会長 そうですか。アピールですね。無言のアピールですか。不参加じゃなくて、辞退じゃなくて。なかなか度胸が要りますね。

で、金子さんは、不参加というのは、これは理由は書いていないけど、たまたま札を入れなかったという。これも理由は確認されていないですね。

〇契約担当係長（北條） こちらからお送りしている通知、指名の入札なので指名通知をお送りしているのですが、通知自体に気がつかなかったのか、通知が来たことが未確認という状態になっております。

〇〇会長 でも、これはだから、一般競争じゃなくて指名競争だから、我々として多分問題意識を持っているんですよね、無効にしても不参加にしてもね。

これはいつも聞いていますけれど、多分ほかの委員も聞かれると思うのですが、8者にされて指名された理由というのはどこら辺にあるのですか。どうやってこの8者になったかというのがね。工事規模から言うと、8者も指名する必要があるかなという議論もあって……

〇契約担当係長（浦山） はい。まず指名数でございますけれども、こちらの区の契約事務の方針の中で、金額に応じて指名数というのをおおむね定めておまして、この金額ですと8者ということでさせていただいております。

〇〇会長 そうですか。もっと具体的に言っていただけますか。500万とか300万とかが。

〇契約担当係長（浦山） 区の規定ですと、250万円以上500万円未満に関しては4者から8者。

〇〇会長 4者からでしょ。

〇契約担当係長（浦山） はい。

〇〇会長 マキシマムにしてやったわけだ。なるほどね。だからそれはいいといえばいい、悪いといえば悪いのですが、そこら辺を目いっぱいやったというのは、これは辞退があり得るということ想定してということなんですか。

〇契約担当係長（浦山） これに関しては、競争性を確保するということを目的に、なるべく最大限確保しているところでございます。

〇〇会長 そうすると、いよいよこの辞退理由はどういうふう把握されているのですか。

○契約担当係長（北條） 辞退理由につきましては、ほぼほぼが、現場代理人ですとか職員ですとか、そういった人的な要因で体制が組めないという理由でございました。

○○会長 これ、もう書いてあったのですか、全部。2、3、4、5、6は。

○契約担当係長（北條） 5者につきまして、辞退となっている者については、全て同じそのような理由で書いてございました。

○○会長 それで、この落札業者、東九<sup>とうく</sup>ですけど、この会社の実績はどれぐらいあるのですか、過去。ここ、等級はB級以下。これは何級ですか。

○契約総括係長 ただいま、調べます。少々お待ちください。

○○委員 すみません。その間にちょっと確認だけさせていただいていいですか。

○○会長 はい。

○○委員 こちらの資料がありますよね、このリスト。別途送っていただいているのですが、選定のときに。

○契約総括係長 はい。

○○委員 そのときのデータとして、応札が2、辞退が2、不参加1、無効0になっているのですけど、この案件が。

○契約総括係長 この案件について。

○○委員 そうです。

○契約総括係長 そちらのほうが、誤りになります。

入札経過調書のほうが正しい内容になっています。

○○委員 分かりました。応札は1者ということですね。1者応札ということですね。

○契約総括係長 はい。そうでございます。

○○委員 前のは2者と書いてあったんですけど、1者ということですね。

○契約総括係長 そうでございます。

○○委員 分かりました。

○契約担当係長（北條） 東九電気工事はA級でございます。

○○会長 A級。そうしたら、B級以下ということと矛盾するのではないですか。B級以下ということは、B、C、Dということではないのですか。

○契約担当係長（北條） A級でございます。

○○会長 A級だったらこの要件、指名要件に該当しないのではないですか。B級以下でしよ。

○契約総括係長 そうですね。

○○会長 どっちかが正しく、どっちかは間違っている。重大なる問題ではないですか。どっちにしてもね。非常に不可解な話です。

○契約担当係長（浦山） 申し訳ありません。こちらなのですけれども、通常ですとB級以上を指名しているのですが、こちらの変圧器ですとか高圧器の工事に関しては、こちらは技術力が必要な工事ということで、A級を指名してございます。ですので……

○○会長 そうしたら、指名理由の②は間違いじゃないのか。

○契約担当係長（浦山） そうですね。こちらの、すみません、B級以下という記載が、ですので、誤りということです。申し訳ございません。

○○委員 8者ともA級。

○○会長 それはA級、この8者ともA級なんですか。そうじゃないと思いますよ。A級がこんなにいるわけがないと思いますけど。そこをチェックしないといけませんね。

○経理課長 確認をさせていただきます。

○○会長 非常に重要なことですよ。

○経理課長 はい。

○○会長 8者も指名されているわけですので。そうか、A級だから無効をやったのかな。強気で、付き合いができませんという。分からないわけではないですが。全部、Aなので、全部。うーん……。それ、ちょっと確認しておいてください。ちょっと時間がないから、次のほうに行きます。

どうぞ。

○○委員 8者ということですけど、電気工事で3年の比較の業者を見ると、大体20社ぐらいがここ2年ぐらいで受注している会社で、だからその8者というのをどういうふうを選ぶかというところで、20社以外もあるわけですよ、業者が。もっとたくさん。で、受注しているのは去年も今年も20社だけ限定、ほぼ同じ業者なわけですね。だからそれ以外のところに発注というか、指名のお願いというか、しないのかどうかという。その辺はどうなのでしょう。

○契約担当係長（浦山） はい。もちろんこの案件に関しては8者の指名となつてございますけれども、指名競争を行うに当たりましては、バランスを持って発注できるよう、心がけてやっているとございます。

〇〇委員 ところが結果としてはその20社、去年も今年も20社、ほぼ同じ業者しか受注していないわけですね。それ以外の業者って、どのぐらいの業者に声をかけているのでしょうか。

〇契約担当係長（浦山） はい。またこちらは指名競争でなっておりますので、なかなか区と契約実績のないというところだと、指名が難しいというところもございまして、基本的には区と契約実績のあるところを指名しております。まだ実績のない会社にあっては一般競争等で実績を積んでいただいて、こちらのほうでも指名をさせていただいているというところがございます。

〇〇会長 はい。じゃあ、その隣の次のほうに行きましょう。委託……

〇契約担当係長（北條） すみません。先ほどの……

〇〇会長 どうぞ。

〇契約担当係長（北條） はい。等級ですけれども、B級であるのが5番の金子電設と8番の株式会社カネコ、それ以外はA級でございました。

〇〇会長 そうすると、いずれにしても、指名条件が間違っているということですか。

〇契約担当係長（北條） はい。記載が間違えてございました。失礼いたしました。

〇〇会長 そうすると、B級以上ということですか。あるいは、さっき言われたAにするということとも矛盾しますからね。だからどの説明が正しいのか、いまだ二つの可能性がありますね。Aとして限定したのか、B以上としたのか。あるいはこの原文のとおりB以下だけでも、結果的にAが混ざっているだけなのか。これは大いなる問題でしょう。

〇契約担当係長（浦山） 申し訳ございません。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように技術力が必要な工事ということで……

〇〇会長 分かりますけど、この記載がどうなのですかということの確認です。

〇契約担当係長（浦山） 区としましては、格付には、要はAとBという限定はせず、本工事が履行可能かを見込んで指名をしているというところがございます。

〇〇会長 じゃあ、②は指名条件に入っていないということですね。

〇契約担当係長（浦山） そうです。おっしゃるとおりでございます。

〇〇会長 じゃあ、これは削除ですか。

〇契約担当係長（浦山） そうです。おっしゃるとおりでございます。

〇〇会長 じゃあ、この資料自身が間違っているということですね。

〇経理課長 すみません。この見積経過調書は最終的な結果をお示しするものでございま

すので、その記載において誤りがあったということで、申し訳ございません、そこについては削除という形になろうかと思えます。

〇〇会長 うん。でも、そこら辺は我々として確認できないですからね、そういう説明を受けても。まあ、そこら辺はかなり不透明なまま終わってしまいますので。どこを信用していいのか分からないので。いずれにしても、AとBが混ざっているということは、Aでなくてはいけないという説明でもないようなので、ちょっと矛盾はしていますね。結果的に取られたところはAであったということですよ、落札業者はね。

〇契約担当係長（浦山） さようでございます。

〇〇会長 はい。ちょっと時間がないので先に進めますが、委託案件の説明を一括してお願いできますか。

〇経理課長 はい、かしこまりました。それでは、お手元の資料12番、ページ数でいきますと51ページ、こちらをご覧ください。委託案件4件となっております。会長、この下にまた物品もありますが、これは別途でよろしいですか。

〇〇会長 じゃあ、まとめてやってください。

〇経理課長 まとめてですか。はい、かしこまりました。案件をまとめて5件、併せてご説明をさせていただきます。

それでは、まず一つ目のものから申し上げます。52ページをご覧ください。区立小学校警戒業務委託4（南西エリア）でございます。

こちらは、業務内容といたしましては、区立小学校において警戒従事者が児童の登下校時に校門で児童の安全を監視したりですとか、あるいは各校門の施錠ですとか、あるいは来校者対応、こういったものを行う業務となっております。こちらにつきましては9者の入札がございまして、その中で京浜企業株式会社が税抜き2,585万円で落札したものでございます。

53ページ、54ページについては公告文ですので割愛させていただきます。

続きまして、55ページをご覧ください。こちらは永福和泉地域区民センター外7施設電気工作物保守点検業務委託でございます。業務の内容といたしましては、永福和泉地域区民センター等の電気設備等の保守点検業務ということになっております。こちらにつきましては6者の指名をさせていただきますと、その結果、株式会社荻窪電機管理事務所が税抜き314万5,200円で落札をしているものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、56ページをご覧ください。杉並第十小学校温水

プール機械設備保守点検業務委託でございます。

こちらにつきましては、杉並第十小学校、これは温水プールでございますが、こちらの機械設備の保守点検業務ということで10者の入札がございまして、その結果、ジェイ・ビー・シーサービス株式会社が、こちらは1回目は予定価格に達しなかったんですけども、2回目の入札で1,810万円で落札契約を締結したものでございます。

続きまして、お隣のページ、57ページをご覧ください。こちらは先ほど一度紹介させていただきましてけれども、南5ブロック（梅里・和田地域）の公園等清掃業務請負（単価契約）でございます。こちらについては、公園の清掃、廃棄物の収集運搬業務を業務内容としております。こちらは、見積競争の結果、先ほど同様に1回目は予定価格に達しなかったものの、2回目の入札で株式会社オリエントサービスが2,280万1,746円で落札し、契約締結したものでございます。

おめくりいただきまして、58ページをご覧ください。こちらは杉並区立小中学校外施設電気需給（単価契約）でございます。こちらは一般競争入札となっておりますが、おめくりいただきまして、62ページに参考資料を添付してございます。入札見積経過調書といたしまして、実はこの62ページの記載のこれが、当初、令和4年2月2日に公告し、2月24日の開札で一般競争入札を行いましたけれども、2者の入札があったものの、これはいずれも不調ということで、再度、一般競争入札を実施したと。その結果が、お戻りいただきまして、58ページの入札見積経過調書の結果となっております。株式会社エネットが、4億7,848万4,626円、これで落札という形となっております。内容につきましては、区立の小、中、養護学校の電気受給契約を行うという内容となっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

〇〇会長 はい。これからの案件は全て予定価格が非公表になっていきますので、予定価格の、実際の金額を言うことはお互いにできないのですけれども、順次、審議に行きたいと思えます。

まず、区立小学校警戒業務委託4（南西エリア）。これは仕様書もそれぞれつけてあったような気がいたしますが、それぞれ参加資格要件も2件までとか書いていますが、いかがですか。ほかの、関連する、一括だと思えますけれども、類似エリアごとの委託になっていきますから。

これは、前年度等との関係でどうなっているかというご質問がありそうですけど、どういう感じになっているのですか。エリアごとの担当は、昨年度に比べると。例えばこのエ

リアは、前年度はどこがやっていたのでしょうか。

○契約担当係長（浦山） 確認いたしますので、少々お待ちください。

○○委員 すみません。よろしいですか。

○○会長 はい。どうぞ。

○○委員 昨年も申し上げたところなのですが、エリアが分かれている案件に関して、この案件に関しても、4件ですか。その中で、これは9者応札になっているんですけど、もう一件も10者応札で、ただ、ほかの2件は1者応札なんですね。要するに、審議案件として選定された理由を確認させていただきたいんですけど。本来であれば、1者応札の案件が審議案件として挙げられるのではないかなと思ったんですけど。

○○会長 これは複数の方があったので優先したという。

○○委員 1者応札ではない9者の、9者フルのほうをとということなんですね。

○○会長 そうそう。

○○委員 分かりました。

○○会長 ただ、これは当然エリアごとのあれだから、一括して多分審議になるだろうという前提です。だから、ほかのもご質問をしていただいても構わない。ここの関連はね。

○○委員 本来であれば、四つ……

○○会長 まあ、そうしていただければいい。

○○委員 四つの案件を並行して見ないと分からないという意味で……

○○会長 いや、だからそういうこと、見てもいいという前提で、議論していただいても構わないです。

○○委員 そういうことなんですね。分かりました、はい。

○○会長 当然、エリアですから。ご質問はね。

○○委員 それであれば、1者応札のそれ以外の辞退の理由を確認させていただきたいと。

○○会長 これだけ、要するに全部エントリーして、ほかは何で辞退したかという。

○○委員 そうですね。4件中。

○○会長 はい。

○契約総括係長 すみません。1者応札になっているものが、実際には1回目の入札は全者札入れをしまして、予定価格に達しなかったので2回目の入札を行っています。その際、1者以外は辞退されたと。一覧のほうについては、最終の入札の状況を書かせていただいているので。

〇〇会長 これ、1回で終わった後、これだけ。

〇契約総括係長 そういうことです。

〇〇委員 分かりました。

〇〇会長 これだけはどうも1回で終わったと。

ご質問をどうぞ。

これは、まず予定価格はどうやって立てられているのですか。予定価格、金額はおっしゃらなくてもいいと思いますけど、予定価格の積算の仕方はどういうふうに行ったのか。

〇契約担当係長（浦山） すみません。今、その前年まで確認したところだと、同じくこのエリアも京浜企業さんが落札しています。

〇〇会長 そうすると、予定価格はどうやって積算されているのですか。

〇契約担当係長（浦山） 予定価格につきましては、2社から見積りを徴しまして、安いほうを採用しているところでございます。

〇〇会長 工事は3社で平均を取っているのだけでも、何で委託になると2社で安いほうなのかというのは、この区の契約の内規があるのでしょうか。

〇契約担当係長（浦山） 先ほどの工事の案件につきましては、営繕課の職員が申し上げましたように、積算の中で都の基準に沿って行っているところですが、こちらの委託の案件につきましては、事業を実施する主管課で複数見積りを徴収していただいて、それを最低2社とこちらで指定しておりますが、2社以上取ったところから安いほうを採用しているというところでございます。

〇〇会長 それがいいかどうか議論は残るんですが、2社というのは、どこどこでしょうか。

〇契約担当係長（浦山） こちらは、落札しました京浜企業と、今回入札には参加しておりませんが、杉並建物総合管理事業協同組合というところから採用しております。

〇〇会長 杉並建物何とかというのは、ほかのエリアでの案件は取っているのですか。

〇〇委員 2件取ったところですね。

〇〇会長 やっぱりね。それで、どちらが安かったのですか、2社のうち。

〇契約担当係長（浦山） 本件に関しましては京浜企業です。

〇〇会長 それで、予定額は言えないのですが、それは、自分らが見積りを取られたということは分かっていたら、当然それより若干安いところでやれば取れるということは誰しも考えますよね。



〇〇委員 それぞれが一番安いところを取って……

〇〇会長 だから、逆に言えば、昨年度取っていないところから見積りを徴されたほうが、競争状況が働いたんじゃないですか。

〇契約担当係長（浦山） 基本的にこういった連続性のある委託業務に関しましては、まず現在受託している事業者というのはより正確な積算が可能と考えてございますので、原則的には現受託者から取るというところをお願いしているところでございます。

〇〇会長 それは一つの考え方であるけども、チャレンジングで新たに参入したいというところからすれば、むしろもっと安い値段なり新しい画期的な方法で、入札したい、参加したいというところもあり得るという考え方が二つあるので。

〇〇委員 せめてもう一社欲しいですね。

〇〇会長 ええ。今の考え方も間違っていないと思いますけども。

〇〇委員 新規にもう一社。

〇〇会長 もうちょっと考える余地はあるような気がしましたけどね。これは私の個人的な意見です。

ほか、意見はどうですか。

〇〇委員 じゃあ、質問。

〇〇会長 どうぞ。

〇〇委員 この区立小学校の警戒業務って、これは委託4となっていますけれども、全体の、幾つかに分割して、前年と同じ業者と違う業者の数はどうなっていますか。

〇契約担当係長（浦山） この、ほかの4案件含めてということでしょうか。

〇〇委員 ええ。そうです。これ、四つしかないわけですか、この東西エリアでは四つに分けているということですか。

〇契約担当係長（浦山） はい。そうしますと、今申し上げました京浜企業が2エリア、それから先ほど見積りを徴している杉並建物総合管理事業協同組合というのが2エリアを取っているという状況でございます。

〇〇委員 で、それは前期も変わらないということですか、今期も。

〇契約担当係長（浦山） はい。おっしゃるとおりでございます。

〇〇委員 そうすると、何かちょっとあれですよ。

〇〇会長 そうそう。そうなんですよ。そこら辺はもうちょっとチャレンジングなことを考えてもいいような気がします。

ほか、ご意見はありますか。

( なし )

〇〇会長 次のほうにも移りたいと思いますが、永福和泉地域区民センター外7施設の電気工作物保守点検業務委託、これもさっきからずっと気になっているのですが、これは電気工作物保守点検業務だから、別に等級は書いていないけれど、これはそれなりの資格が必要ではないでしょうか。次の案件もそうですけど。等級は全く指定がないのですか。

〇契約担当係長（浦山） こちらは指名競争入札になってございますので、こちらで指定はしてございません。

〇〇会長 大体等級は何なんですか。

〇契約担当係長（浦山） 今確認いたしますので、少々お待ちください。

〇〇会長 それで、辞退の理由と不参加の理由ですね。

〇契約担当係長（浦山） すみません。先に、辞退理由だけご説明させていただきます。

辞退した4者のうち辞退の理由の記載があったのは2者でして、そのうち、理由としましては人員不足のためですとか人員の確保が難しいということで、両方とも人材不足といった理由でございました。

〇〇会長 なるほど。不参加は分からないのですか。

〇契約担当係長（浦山） 不参加については、全く連絡がないということで、特段理由はございません。

〇〇会長 でも、非常に不可解ですね。この前、さっきもそうですけど、指名をわざわざしているのに不参加というのは、もう、その指名通知のときに断るべきですよ、お受けできませんという。それは、別に義務はないにしても。そうしたら指名の意味がないではないですか。これも、6者ですか。6者ですから、そうしたら、もう最初から5者でよかったのかということになってしまうので。どう考えて……

〇契約担当係長（浦山） こちらでも事前にそういった参加の意思等が分かっていたらというのはあるのですけれども、そもそも入札にすること自体を公表はしておりませんので、指名したと。

〇〇会長 でも、指名、あなたは指名になりましたよということは通知するわけでしょ。

〇契約担当係長（浦山） さようでございます。

〇〇会長 うん。ですから、そういうことですね。コミュニケーションができていないのではないかと、逆に言うと。

○契約担当係長（浦山） そうですね。

○○会長 一般競争じゃないわけですから、指名の意味がないではないですか。

○契約総括係長 ただ、不参加については、入札の札の締切りまで、要は分からないんですね。

○○会長 まあそうですけど。

○契約総括係長 ですので、そこはちょっと把握ができない。

○○会長 でも、それが結構あるというのが気になるんですね。抽出案件のだけでも何かあるというのは、かなり、業者との関係性がちょっと悪くなっているのか。

○契約総括係長 そういったところはないかとは思っていますが。

○○会長 外形的にはね。実際は分かりませんよ。

○○委員 すみません。

○○会長 どうぞ。

○○委員 これ、3月2日に11件、入札案件がありますよね。これは全て、今、一番上にある荻窪電機管理事務所が落札されている状況になっていて、11件中の5者が1者応札になっていて、5件が2者応札で、1件は3者応札なんですけれども、指名でこういう状況、今までもお話がありましたけど、この状況に関してはどういうふうに区として捉えていらっしゃるのか、伺いたいのですが。

○契約担当係長（浦山） 今おっしゃっていただいたとおり、実はこの電気工作物の保守点検業務という業務自体が、人員不足、技術者がいないということで、実際、入札が厳しい状況になっているというのをおっしゃるとおりでございます。ですので、区としまして、競争性の確保を図っていきたいと思っておりますけれども、ただ、安易に随意契約とさせていただきますと、やはりそれも問題があると。まだ、区のほうでは競争性があると認識してございますので、入札を実施しているところでございます。

○○委員 ただ、これ、予定価格が非公表なので落札率は言えないところではあるんですけど、ちょっと微妙かなというふうに思います。

○○会長 毎年、同じところで、しかも継続になっていると。

ほか……

○契約担当係長（浦山） すみません。あと、先ほどの格付でございますが、この荻窪電機管理事務所はC級でございます。

○○会長 はい。ほかはどうですか。

○契約担当係長（浦山） また、改めて確認します。

○○会長 これは特に等級指定はないということでしょうか。

○契約担当係長（浦山） そのとおりでございます。

○○会長 そうなんですかね。

じゃあ、次の案件はどうでしょうか、温水プールの保守点検。これも指名競争ですけど、これも見積りですか。予定価格の積算はどういうふうにされていますか、温水プールの委託は。

○契約担当係長（浦山） はい。こちら業者による見積りでして、ニッセイファシリティとジェイ・ビー・シーサービスの2社から徴取しまして、ニッセイファシリティが安価であったので、こちらを採用しているところでございます。

○○会長 ニッセイファシリティのほうが安価だったのだけでも、実際はジェイ・ビー・シーサービスが取ったと、こういうことでいいんですね。

○契約担当係長（浦山） おっしゃるとおりです。

○○会長 それで、ニッセイファシリティというのはどこも取っていないのですか、杉並区のこの種の保守点検業務には。

○契約担当係長（浦山） すぐには確認できませんが、ニッセイファシリティは決して小さいところではないので、複数受託はしているかと思えます。

○○会長 それでニッセイファシリティさんに頼まれた理由というのはどこにあるのですかね。2社の、ジェイ・ビー・シーサービスは前年もそうだったかもしれないんですけど、あと1社として、どうしてニッセイファシリティを選ばれたのですか。

○スポーツ振興課施設管理係職員 以前、ニッセイファシリティが機械設備保守点検の業務を行っていたことがございましたので、見積りを依頼しました。

○○会長 以前というのはいつですか。

○スポーツ振興課施設管理係職員 すみません。すぐに出てきません。

○○会長 そうすると、ニッセイファシリティとジェイ・ビー・シーが交互にやっていたということですか、これは。ほかはやっていないということですか。

○スポーツ振興課施設管理係職員 ジェイ・ビー・シーサービスについては、令和2年度から。

○○会長 ですよ。

○スポーツ振興課施設管理係職員 はい。

〇〇会長 ニッセイさんとジェイ・ビー・シーと、2社以外はやっていないということですか。

〇スポーツ振興課施設管理係職員 恐らく平成30年度か何かに、オーディーエー株式会社ですかね、そちらのほうを受けております。

〇〇会長 ですよ。そうすると、これはかなり微妙な問題ですね。

ほか、先生方はどうですか、委員の方々。

ジェイ・ビー・シーというのは、格付的にはどうなのですか。自社ビルを持っておられるみたいですけど。

〇契約担当係長（浦山） 少々お待ちください。

〇〇会長 ビルを持っているのだから、それなりに大手ですかね。

〇契約担当係長（浦山） ジェイ・ビー・シーはB級でございます。

〇〇会長 B。で、ほかはどうですか。ニッセイさんはAですか。

〇契約担当係長（浦山） ニッセイはA級です。

〇〇会長 それで、この場合も、等級の指定はないということですか。

〇契約担当係長（浦山） はい。こちら指名競争ですので、指定はしてございません。

〇〇会長 でも、これは温水プールだから、それなりの等級じゃないと、CとかDでできるという話ではないのではないですか、いろいろ仕様書等とかを読んでみますと。

〇契約担当係長（浦山） 主管課と相談した中では、特段難易度の高い業務ではないと判断しております。

〇〇会長 それはAかBかが取るからという前提じゃないですか。いろいろプールは事故も起こっていますから、傷害事故ではなくて、プールはやっぱりいろいろと。温水プールで、しかも稼働時間もこれは長いですね。夏も冬もですから。

ほかはどうですか、委員の方々。

はい、どうぞ。

〇〇委員 ここも、ほかの温水プール、小学校の。前期と当期というか、前年度と当年度で変更があったところとないところ、業者ですね、それがどういう数なのか教えていただけますか。

〇契約総括係長 すみません。今、把握はできていないので、この場ではお答えが難しいです。電気設備保守で前年と入れ替わっているものという、機械設備保守で前年と入れ替わっているものということによろしいですかね。

〇〇委員 はい。

〇契約総括係長 そこは全てを見ないと分からないので、すぐには回答はできません。

〇〇委員 温水プールだけでもいいんですけど、それもあれなんですよね。

〇契約総括係長 杉十の温水プール。今回の案件ということですかね。

〇〇委員 今回って、これ、杉並第十小学校ですから、それ以外の小学校も含めてという意味です。

〇契約総括係長 それについては、すみません、すぐには分からないです。

〇〇委員 はい。

今回に限らず、次回であれなんですけど、今回選んだような案件について、去年、おととしぐらいの入札見積経過調書をつけていただけると、まず業者が替わったかどうかとか、どういうふうに応募、辞退があったかとかが把握できるので、もし可能でしたら、次回以降、この選んだものについて入札見積経過調書を含めていただくというふうにお願ひできればと。

〇契約総括係長 そうですね。選定後であれば特定ができるので、過去にやったものについて、過去2年間ぐらい、ご用意ができようかと思ひます。

〇〇委員 はい。

〇契約担当係長（浦山） ちなみに本件ですと、前年度もジェイ・ビー・シーサービスが受託しております。

〇〇会長 はい。さっきと同じような、見積りの取り方等も検討の余地はあるかと思ひますが。

ほか、ないですか。よろしいですか。

（ なし ）

〇〇会長 では、次の南5ブロックの公園等清掃業務請負ですね、単価契約。これは冒頭議論にもなりましたが、これもいろいろほかの地域ごとの関係もありますので、関連してご質問いただいたらいいかと思ひますが、いかがでございましょうか。これは仕様書も、特記仕様書もついています。

これは、随意契約にされた理由は何ですか。

〇契約担当係長（浦山） はい。本件は、随意契約ではございますが見積競争でございまして、単価に予定数量を掛けて予定総価としてございまして、単価合計ではないので、こちらの見積競争にさせてございまして。

〇〇会長 はい。それで、辞退の理由は何でしょうか。

〇契約担当係長（浦山） こちらは、辞退につきましては、2回目ですので、当初の最低価格以上に金額を下げられないということになってございます。

〇〇会長 うん。でも、結構、取られた落札業者と値段の差が少ないんですよ。そんなに大きな違いはないので、1回目の結果を見て2回目ぐっと下げるということも、ないことはないのでは、やや不自然な気もするんです。

どうぞ、〇委員。

〇〇委員 はい。これ、全部で9案件でしたっけ。あ、10案件ですね。かなりばらけた、今ここに出ているところでいくと、2番のところが北の3、4で、3が南6とか、5番が南の1、2で、6番目が南4、あと8番目が北1で、9番目が南3で、ここに出ていない業者さん、サニティションが北2を受注されて応札されているんですけど、これ、何かきれいにばらけているなというふうになんかどうしても見えてしまったところがあって、これって継続なんですか。ずっと継続の状況で来ているということ。

〇〇会長 そうそう。

〇契約担当係長（浦山） そのようになっております。

〇〇会長 これも、だから前年度と、見積りをどこから取られているのかということも併せて。

〇契約担当係長（浦山） ここに関しましては、今、委員がおっしゃられたとおり、前年度も同じ地区で同じ受託者が落札となつてございます。

〇〇委員 見積りも同じ。別に、新しいところから取っているわけではないという。

〇契約担当係長（浦山） そうです。こちらに関しては平均を採用しているというものでございます。

〇〇会長 オリエントとどこを取られたんですか。

〇みどり公園課管理係主査 見積りに関しましては、現在受託している事業者さんから、8社から徴取しております。

〇〇委員 8社。

〇〇会長 昨年等のそれぞれの地域のところ全員ということですか。

〇〇委員 全ブロックに……

〇〇会長 今までだと何か2社ということだったですね。今までのご説明だと、それぞれ2社取られて低いほうだということですけど、この案件は違うということですか。見積り条

件が……

○契約担当係長（浦山） 先ほどご説明しましたのは……

○○会長 分かりますよ……

○契約担当係長（浦山） 委託価格の総価ですね、契約の金額自体を見積りを取って安いほうを採用していると。一方でこちらは、各工種、それぞれ作業ごとに見積りを取りまして、8社見積りを取ったら、その平均額を単価としましてやっているということでございます。

○○会長 今度は平均になるわけ。それは何か規約にある、規定にあるのですか。分かったような、分からないような。

○みどり公園課管理係主査 はい。平均を採用している理由ですけれども、同じ工種でも単価ごとにブロックごとが、全てトータルして掛けてしまうと……

○○会長 先ほどのですね。

○みどり公園課管理係主査 はい。単価平均による採用をさせていただきます。

○○会長 それはね、課長さんがおっしゃっていた理屈は、半分ぐらいは理解できるのですが、工種の、でも構成によって、その論理は必ずしも正しいと言えないのではないかなという気がずっと、聞いていて、していたんですけどね。だから駄目だということはないですよ。ないけれども、工種がいろいろな構成になっているから、その平均を取ると言うのだけれども、工種ごとにそれぞれ何%か何%か、結果的になるわけですよ。そうしたら平均でいいのかどうかというのも微妙なところなので。しかし業者の見積り金額の平均を取るということに合理性はあるかもしれないのだけれども。何か整理が必要かなという気がしましたけども。

でも、いずれにしても、これでやると、一番安いところがこのオリエントサービスだったということなのですね。総価で掛け算すると。そうでもない。分からないんだな、辞退しているからね。

○○委員 多分、南5ブロックに関してはということですよ。

○○会長 そうそう。

○○委員 ほかのブロックは全部違うので、違う業者が……

○○会長 そうすると、見積りを徴したので一番安かったわけではなくて平均の単価で行うわけだから、その価格が結構共有されていないのかな。

○経理課長 すみません、単価に関しましては、10ブロックですかね、いずれも同じ内容



なので、この共通の単価を使っていることになります。

〇〇会長 同じ単価でしょ。

〇経理課長 ええ。考え方はいろいろあると思うんですけども、例えば、総価だから総価の金額の一番安いところでそれぞれやればいいではないかという考え方もあろうかとも思うんですけども、そうしてしまうと、やはりこの、先ほど40ページもお示ししましたけれども、要は契約ブロックごとに単価が変わってしまうので、やはりベースはあくまでも単価契約でございますから、単価をそろえて各10ブロック同じ単価で競争していくところをこちらとしては原則として考えているということなので、苦肉の策と言っただけですけども、平均を取るという形が一番妥当ではないかと考えているところです。

〇〇会長 単価は昨年に比べてかなり上がっているのですか。

〇みどり公園課管理係主査 正確な数字は手元にはございませんが、昨年よりも上がっていたと認識しております。

〇〇会長 それで、辞退の理由はどういう把握をされているわけですか。

〇契約担当係長（浦山） はい。こちらは、1回目の最低価格よりも価格を下げられないということでございます。

〇〇会長 そんなことは書いているのですかね、本当に。それは推定じゃないですか。

〇契約担当係長（浦山） もちろん、全者の回答があったわけではございませんが……

〇〇会長 でしょ。

〇契約担当係長（浦山） 記載があるところはそのように書いてあります。

〇〇会長 しかし、金額的に言うとそんなに差がないので、これはその理由にならない、理由としてかなり、何か毎年同じ常套手段のような、いわゆる訴状が届いていないからコメントできない、なんていうのと同じ回答ではないですか。

〇〇委員 すみません。確認させてもらいたいことがあるんですけど。この資料の中で、南の5と3、南3に関しては、1者応札の辞退が8というのは、これは、一つ、これですよ。で、ほかは全部9者応札で応札されているんですよ。ということでよろしいんですよ。

〇契約総括係長 はい。

〇〇委員 1回目です。

〇契約総括係長 1回目で決まっているという。

〇〇委員 決まっているということになるんですよ。

〇契約総括係長 はい。南3、今やっているのが南5ですから、南3もあれですよ。

〇〇委員 南5と南3に関して、1回目が不調だったということですね。

〇契約総括係長 そうですね。南3については2回目も予定価格に達しなかったなので、減価交渉させていただいて決定したといったところです。

〇〇会長 よろしいですか。

〇〇委員 よろしいですか。

〇〇会長 どうぞ。

〇〇委員 はい。40ページの5番、先ほどご報告くださったところですが、公園等清掃業務の落札事業者が固定化されていることが前回出ておりまして、ほかに許可業者がないか確認を行いますということだったんですけど、これは今回のこの実施のときにそれは反映されていたようでしょうか。新たに見つかった許可業者がいたのかどうかというところについても教えていただければと思います。

〇契約担当係長（浦山） 今回の入札案件は昨年度の3月に実施しているものですが、この時点では、新たな、全体を通して新たな業者というのはいなかったとなっておりますが、今後新たな資格を有するような業者が現れれば、積極的に指名等をしていきたいと考えてございます。

〇〇委員 それは、具体的にどのようにして探すのか、方法というのがありますか。

〇契約担当係長（浦山） はい。登録業者に関しましては、電子調達サービスに登録をしていれば区で把握ができますので、そこから確認することはできます。

〇契約総括係長 補足させていただくと、一般廃棄物の収集運搬の業者の登録については、区のごみ減量対策課のほうで許可業者が分かりますので、そこから一覧をもらいまして、必ず確認をしているといったところになります。

〇〇会長 はい。それでは、最後の案件の電気需給の単価契約ですね。これは1回目駄目で、再度されたということのようですが、2月にやっていたのが3月。問題は、これで分からなかったのは、仕様書もなかったもので、杉並区電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価というのはどうやってやるのですか。これが70点以上となっているのですが、この評価をどうするのかということと、多分両方とも無条件に満たしそうなんですけど、70点というのはどういう根拠があるんですかね。

〇契約総括係長 杉並区で、杉並区電力の調達に係る環境配慮方針というのを定めまして、二酸化炭素の排出係数とか、未使用エネルギーの使用状況などを環境省のほうに届け出る数字がありますので、それを区のほうにも提出していただいて確認しているといったとこ

ろにはなりません。

〇〇会長 いや、そうなんですけど、その70点というのはどういう根拠なのか。

〇契約総括係長 これは国の基準が今70点ということになっています。

〇〇会長 70点になっている。

〇契約総括係長 はい。

〇〇会長 すると、これはでも大体どこも70点を満たしているということですね。

〇契約総括係長 そうですね。入札の際には報告書の提出を頂いて、確認をしています。環境省のホームページ等でもその点数というのは把握できますので、確認はできるといったところになります。

〇〇会長 でも杉並区云々と独自に書いているから、特に付加されているわけではないということですね。国の基準に従っているだけだということですか。

〇契約総括係長 そうでございます。

〇〇会長 いや、区長が替わられたから。そこまでになっていないということ。

〇契約総括係長 そうです。

〇〇会長 なるほど。

〇〇委員 田中区長のときです。これ、田中区長のとき。

〇〇会長 田中区長のときだったのね。

〇〇委員 前区長のとき。

〇〇会長 まだね。そういうこと。

〇〇委員 まだ。

〇〇会長 いやいや、70点というのはどういう意味かなと思っていたものですから。

それで、これは、エネットさんというのは、ここはなかったのですが、こういうところと契約する、よくエフパワーとかなんかがあったんですけど、結構不良債権とかになって途中で潰れたりしたところも過去あったんですが、安定供給とか停電等の対策の問題というのは、契約的にはどうなっているんですかね。

〇契約総括係長 そうですね。電気事業者としてエネットについては、特に問題なく、電気供給はされています。

〇〇会長 いや、それはそうです。

〇契約総括係長 ただ、確かに会長がおっしゃったとおり、過去に落札業者が破産したというのがありまして、それについては急遽また入札をして業者を決めたという例は、平成

27年だか28年にありました。

〇〇会長 これは昨年どこだったのですか。

〇契約総括係長 昨年というのは令和3年。

〇〇会長 ええ。

〇契約総括係長 令和3年もエネットになりますね。

〇〇会長 そうですか。うーん、でも、1回目不参加の理由というのは、これは何なんですかね、そうすると。不可解ですけど。

〇契約総括係長 はい。不参加の理由については、申し訳ございません、確認はしてございません。

〇〇会長 そうすると、東京電力さんが、辞退を見て、あっちが辞退すりゃ我々で少し考えてやろうかという作戦ということですかね。

〇契約総括係長 これは、入札の結果の公表については、これは配当前契約とあって、4月からの契約を2月、3月のうちに入札をかけるのですが、その公表については4月以降にしか結果は公表していません。ただ、不調になったことは参加業者は分かるということになりますね。

〇〇会長 うん、分かりますよね。

〇契約総括係長 それは、理由については分からないけれども、不調になったという事実は分かると思います。

〇〇会長 うん。

それと、もう一つ、エネットさん以外のところには声をかけない。

〇契約総括係長 1回目の入札のときの下見積りについて、エネットの前が日立造船というところがやっていたのですけれども、そこからも見積りは徴取をしていると。ただ、今回、一般競争には参加しなかったということですね。

〇〇会長 まあ、それはそうですね。何かここら辺もいろいろ難しいところではあるのですが、かなり大きな契約なので、安定供給と兼ね合いもありますけど、何か一工夫、何ですかね。やはり東京電力さん中心かな。

ほか、先生方はどうでしょうか。時間的にはほぼ予定どおりに来ているのですけど。

やはり一番気になっていたことは、特に指名競争入札の資格要件と、見積りを徴された場合の取り方ですね。これについては、こうせよというほどのことではないのですが、もう少し検討の余地があるのではないかとすることは、今日のディスカッションで私個人と

してはかなり気になったところですね。

ほかの委員の方から、追加のもしご意見があれば。

○委員。

○○委員 いろんなところでやはり、清掃とか、前年度と同じというところがかかなり多くて、その辺は本当に競争になっているのかなというところが全体としてあるので、前年の比較のそういうのがあって、ほとんど変わっていないという、まず実態をお見せいただきたいというか。次回ですね。それに基づいて、じゃあ、何がそういうふうにさせているのか、原因をあれして、何か対策がないかというふうに検討いただくといいかなと思いました。

○○会長 確かに、同じ要するに業者がやられる場合に、習熟効果とかそれなりのノウハウを生かすところがないかどうかということはあるのですが、でも逆に言うと、それは、予定価格は安くなるかもしれないのだけでも、全く新規参入というのが逆にまたハードルが高くなってくるので、そこら辺をどういうふうに仕様書を作るかということであると思うんですよね、いずれにしても。

ほか、○先生、何か付加する。どうぞ。

○○委員 大丈夫です、私は。

○○会長 ○委員。

○○委員 はい。ありがとうございます。

○○会長 ○委員は。

○○委員 はい。大丈夫です。

○○会長 いいですか。

全ての審議はこれで終わったということになります。特段、違法とかそういう、不適正だと認められる案件はなかったということですが、改善すべき事項というのは、今申し上げた2点については今後さらに検討していただきたいと思います。

それでは、その他で担当課長から事務連絡がありますので、よろしくをお願いします。

○区政経営改革担当課長 はい。私のほうから事務連絡となります。

先般外部評価表の評価を、短い時間で、作成いただきありがとうございました。現在、各所管で評価内容の対処方針について検討しているところですが、評価の内容について質問等がある場合については、メール等でやり取りさせていただこうと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

また、次回が2月1日の2時からになりますので、併せてよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

〇〇会長 評価表は全員もう届いているということですのでよろしいですね。

〇区政経営改革担当課長 はい。皆さんからいただいており、すでに所管のほうに投げかけております。

〇〇会長 はい。ご多忙中いろいろ対応していただきまして、ありがとうございました。

あと1回ですね。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、本日の5回目の外部評価委員会はこれにて終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。